

令和6年度から 国民健康保険税率が変わります

問・国保年金医療給付課 ☎0869-22-1790
・税務課 ☎0869-22-1114

税率の改正の理由

国民健康保険は病気やけがに備えて被保険者の皆さんがお金を出し合い、医療費の補助などに充てる助け合いの制度です。

国民健康保険特別会計は、ここ数年赤字が続いており、これを補ってきた財政調整基金がなくなることが見込まれたことから、令和6年度からの税率については、岡山県が示す標準税率を採用することになりました。

物価高騰などで厳しい状況下ではありますが、国民健康保険制度の持続可能で安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

令和6年度の国民健康保険税の税率・賦課限度額

内 訳	改正前 (令和5年度)			改正後 (令和6年度)	
	保険税率	限度額		保険税率	限度額
医療給付費分	所得割	7.60%	65万円	所得割	9.05%
	均等割	23,500円		均等割	27,213円
	平等割	20,500円		平等割	23,167円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.50%	22万円	所得割	3.19%
	均等割	8,400円		均等割	10,457円
	平等割	6,600円		平等割	8,021円
介護納付金分	所得割	2.00%	17万円	所得割	2.49%
	均等割	9,000円		均等割	10,713円
	平等割	6,000円		平等割	7,031円

国民健康保険税の軽減の対象基準が拡大されます

前年中の所得が一定の基準額以下の世帯の場合は、均等割と平等割が軽減されます。国の法令改正により、以下のとおり5割軽減・2割軽減の対象者が拡大されます。

軽減率	令和5年度までの基準額	軽減率	令和6年度からの基準額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7割	変更ありません
5割	43万円 + (29万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割	43万円 + (29.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
2割	前年中の所得が43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割	前年中の所得が43万円 + (54.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

ゆめトピア長船が リニューアル開館します！



7/2
(火) から

長船町公民館

長船図書館

文化センター

の複合施設になります

改修を進めていた「ゆめトピア長船」は、7月2日（火）に「長船町公民館」、「長船図書館」、「瀬戸内市文化センター」で構成する複合施設として新たに開館します。

目的に応じて幅広く利用し、施設の積極的な活用と地域活動の拠点となることを目指します。

「長船町公民館」、「瀬戸内市文化センター」の施設利用の申し込みは、7月2日（火）から一括して長船町公民館で受付を開始します。

なお、現在の長船町公民館は6月1日（土）以降、関係者以外立ち入ることができなくなります。公民館および市の主催事業については休館中でも開催します。詳細は市のホームページをご覧ください。



市ホームページ

▽住所・連絡先

ゆめトピア長船（長船町土師 277 番地 4）内		
長船町公民館	電話番号	0869-26-2501
	FAX 番号	0869-26-4093
長船図書館	電話番号	0869-26-8009
文化センター	電話番号	0869-26-8001



長船図書館と文化センターについては移転後の連絡先となりますのでご注意ください。



▽施設の平面図

